

# 保健・安全関係について

## ① 出席停止について

学校は多くの子どもたちが集団生活をする場です。ひとりの子どもの発病によって感染症が広がっていく場合があります。出席停止はこのような病気の流行を防ぐために、学校保健安全法に定められた措置です。

- 1 医師に診断を受け、学校感染症と診断されたら学校へ連絡してください。
- 2 学校へ再登校される際は、「罹患報告書」に「病名・診断日・医療機関名」等を保護者が記入していただき、お子さまに持たせてください。

※「罹患報告書」は、倉敷市保健体育課のホームページからダウンロードしていただくか、学校からお渡しすることもできます。

「出席停止」とは、児童が感染症にかかっていたり、かかっている疑いがあつたり、また、かかる恐れがあるときに学校長がその出席を停止させることをいいます。  
(学校保健安全法 第19条)

「学校において特に予防すべき感染症」として定められている病気

第1種 (法定感染症で特殊なもの)	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ
第2種 ・学校で多くみられる感染症 ・主に飛沫感染	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザは除く) 新型コロナウイルス感染症、百日咳、麻疹 流行性耳下腺炎、風疹、水痘、喉頭結膜熱、結核 髄膜炎菌性髄膜炎
第3種 (上記以外のもの)	腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤、 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎、その他の感染症

## ② インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等の感染症流行期の対応について

・登校している児童の欠席状況(出席停止の状況など)によっては、途中で下校や臨時休業などの対応を行う場合があります。保護者連絡帳アプリなどで連絡をすることもありますので、確認をお願いします。

※ 学級閉鎖等の期間中に、感染症で医療機関にかかれた場合には、学校へご連絡ください。

## ③ 緊急時の連絡について

・けが等で医療機関への受診が必要な場合、発熱や痛みのひどい時には、連絡を取らせていただきます。「緊急連絡カード」には、日中必ず連絡が取れる連絡先を記入してください。

※ お勤めの方は、勤務先の連絡先の記入をお願いします。

(変更があった場合には、必ずご連絡ください。)

## ④ 病気の治療について

毎年、様々な健診を行います。病気や異常が見つかったら、治療指示書などで連絡しますので、早めに専門医の治療や診断を受けてください。

## ⑤ 日本スポーツ振興センターについて

お子様が学校管理下(授業・休憩時間・宿泊行事・登下校時など)でけが等の疾病や負傷(骨折・打撲・熱中症などで病院を受診した場合)をしたときに、治療費・見舞金他の給付を行う制度です。倉敷市では、原則全員加入になっています。加入同意書は入学時に提出していただき、毎年更新をします。掛け金の保護者負担分(460円)は、5月に集金とする学級費の中から支払います。

◎ お子様が、学校管理下でけが等をして受診された場合には学校までお知らせください。

※ 医療点数500点以上が対象です。(子ども医療助成金制度を利用され、窓口での支払いがない場合でも点数が基準以上であれば給付対象になります。)

※ 初診から2年以上経っている場合には、手続きができなくなりますのでご注意ください。

## ⑥ 猛暑日の児童の暑さ対策について

気温が高く熱中症傾向になりやすいと思われる時には、教室内の換気、扇風機、サーキュレーター、エアコンを使って、できるだけ快適な状態で学校生活を行うようにしています。体調が悪い児童は、無理をさせず休養させ経過観察をするなどの対応を行うようにしていますが、気温が高くなる時期には、熱中症予防として、以下のことについて気をつけてください。

・こまめに水分補給をしますので、お茶・水は多めに持たせてください。

※ 自分で休憩時間に飲む以外に、外から戻ったときは必ず、また授業中(体育発表会の練習なども含む)にも適宜水分補給を行います。

・「朝食はしっかり食べて登校すること」「早寝早起きで十分に睡眠をとること」は、熱中症予防に欠かせません。ぜひ、下記の寝る時刻の目安を参考にいただき、ご家庭で声掛けをお願いします。

※ 寝る時刻の目安:低学年:9時 中学年:9時30分

高学年:10時(できれば9時30分まで)

・暑さ指数が(WBGT)が31以上のときには、運動や屋外での活動を原則中止しています。

・子どもたちは、活動中にたくさん汗をかくことがあります。手拭き用ハンカチ以外に汗拭き用タオルを持ってきたり、制服のポロシャツの下には下着を着てきたりするようにさせてください。

・登下校中の制帽や、体育や休み時間など外に出るときに使う赤白帽は、忘れずに持たせてください。

・気温が高くなることが予想される登下校時は、必要により必ず記名をして冷却タオルなどを使用してください。

※体育の授業や登下校中のマスク着用については、屋外での装着が体調の悪化につながる場合がありますので、学校では着用を控えるよう指導しています。

## ⑦ 緊急時の引き渡しについて

・「緊急連絡カード」に、「緊急時引き渡し者確認欄」があります。災害などの緊急時の引き渡しのときに使う連絡先を記入していただくものです。毎年度末には、変更があれば訂正をしていただきます。(年度が変わってから、急な変更がある場合には、ご連絡ください。)

・「緊急時引き渡し者」確認欄に記載されていない方には、児童の引き渡しはできません。

・年1回の引き渡し訓練を行います。ご協力ください。

・緊急時の避難先については、ご家族でよく話し合っておいてください。

・災害時の学童への引き渡しはできませんのでご理解の上、対応をお願いします。